

## 旭川市ごみ適正排出協力員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年旭川市条例第12号）に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の適正排出及び減量，資源化，環境美化の促進に関する地域の自主的な活動を支援し，市と協働で実施するため，ごみ適正排出協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

### (登録方法及び定数)

第2条 協力員は，町内会及び市長が認めた団体（以下「町内会等」という。）の代表者の推薦により，ごみ適正排出協力員登録申請書（様式第1号）に申請のあった者で，市長が適当と認めたものを登録する。ただし，町内会等からの推薦者がない又は町内会等がない地域について必要と認めるときは，市長が指名する者を登録することができる。

2 協力員を複数名登録する場合は，代表者を1名選出する。

### (変更・辞退届)

第3条 町内会等は，協力員に変更が生じたときには，速やかにごみ適正排出協力員変更・辞退届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### (活動区域)

第4条 協力員の担当する区域は，第2条第1項の規定により町内会等の代表者の推薦を受け登録された者にあつては当該町内会等の区域とし，同項ただし書の規定により登録された者にあつては市長が指定する区域とする。

### (活動内容)

第5条 協力員は，次の各号の一部又は全部の活動を行うものとする。

- (1) ごみ出しルールの普及啓発に関すること。
- (2) ごみの減量及び資源化の促進に関すること。
- (3) 地域における環境美化の促進に関すること。
- (4) 地域住民からのごみに対する意見及び要望等の連絡調整に関すること。
- (5) ポイ捨て・不法投棄防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 協力員は，その活動にあたり，いかなる場合も排出されたごみの開封調査を行ってはならない。

### (活動支援)

第6条 市長は，前条における協力員の活動に対して次の各号に定める支援を行うものとする。

- (1) パトロール用腕章の貸与
- (2) 啓発チラシやラミネート看板等の作成
- (3) 啓発用たすき等の貸出し
- (4) その他協力員の活動に対する相談，支援等

(身分証の交付)

第7条 市長は、協力員に対してその身分を証するため、協力員証(様式第3号)を交付する。

- 2 協力員は、その活動を行うときは、前項の協力員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 協力員は、協力員証及び貸与品等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項を訂正してはならない。
- 4 協力員は、退任後及び第9条の規定により登録抹消となったときは、協力員証及び貸与品等を市長に返却しなければならない。
- 5 協力員は、協力員証及び貸与品等を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告)

第8条 協力員は、毎年、当該年度分の活動結果を当該年度末までに取りまとめ、ごみ適正排出協力員活動状況報告書(様式第4号)により、翌年度4月末までに報告しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 協力員として適正を欠くと認めたとき。
  - (2) 協力員が疾病その他の事由により、活動を継続することが困難となったとき。
  - (3) 協力員が活動区域外へ転出したとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき登録を抹消したときは、ごみ適正排出協力員登録抹消通知書(様式第5号)により、町内会等の代表者に通知する。

(秘密保持)

第10条 協力員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後及び前条第1項の規定により、登録抹消となった後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。ただし、施行日前に登録された者については、その登録日から2年間を任期とする。